

# 野球場利用の際のルール順守とマナーの向上について

旧深谷通信所跡地は野球場利用の皆様の空間ではありません。特に区域内の通路は、散策やジョギングなど、周辺の方々が日常的に利用する公共空間です。地元の方々が不愉快な思いをすることのないよう、ルールの順守とマナーの向上を意識した行動をお願いいたします。

1. 施設内の通路は皆様の車両を通行させるための通路ではありません。

荷物運搬等を目的として事前に許可を受けた車両のみ通行できるものとしています。他の利用者の方も利用しますので通路の真ん中に停車するといった行動はやめてください。【要領 第24条】

2. 車両進入時は車両通行証をダッシュボードの上に車外から視認できる場所に掲示してください。【要領 第24条】

3. 7:00~17:00の利用時間は厳守してください。

17時にグラウンドからの撤収開始ではなく、17時までに敷地からの退出です。間違いが無いよう周知をお願いします。【要領 第5条】

4. グラウンドの片付け等で敷地からの退出時間が17時を超えそうな場合、先に車両を駐車場まで移動させてください。

5. 車両進入時の走行速度は15km/h以下を守ってください。【要領 第24条】

6. 今後、同様な通報があり、ナンバー・車種等具体的な指摘があった場合には当該チームの車両通行証の削減、グラウンドの1か月間利用停止等の措置をとります。【要領 第12条】

ルールの順守とマナー向上を意識したご利用をお願いいたします。

横浜市政策局基地対策課

担当 今野・中道

045-671-4002